

## 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書

平成28年1月の埼玉県狭山市における3歳女児の死亡事件や、大田区での3歳男児の死亡事件など、児童虐待により幼い命が奪われる深刻な事態が続いている。

家庭や地域における養育力の低下、子育ての孤立化や不安、負担感の増大などに起因した児童虐待の相談件数は増加の一途をたどっており、内容が複雑で解決が困難なケースも増加している。このような現状に対処していくために、平成27年12月、すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトにおいて、児童虐待防止対策強化プロジェクトが策定された。

また、平成28年3月10日の厚生労働省の専門委員会では、児童養護施設入所者の退所年齢を原則18歳から22歳まで継続することや、新たに児童相談所の設置自治体を拡充させ、児童相談所の業務を一時保護など強制措置の伴う介入に重点化させる方向性が示された。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、児童虐待防止対策の抜本強化を図るため、被虐待児童の施設退所後や里親委託後のきめ細かなアフターケア事業などを含む、児童虐待防止対策強化プロジェクトの早期実現と、児童相談所の体制強化策及び、これらの予算措置の拡充を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年3月30日

江東区議会議長 山本 香代子

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
国家公安委員会委員長

あて